

○議事日程

令和7年12月3日(水) 第2日

- | | | |
|-----|------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 議案第55号 | 岐南町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 第 3 | 議案第56号 | 岐南町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第 4 | 議案第57号 | 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第58号 | 岐南町体育施設等の指定管理者の指定について |
| 第 6 | 議案第59号 | 岐南町南町民センターの指定管理者の指定について |

て

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10名

- | | | |
|----|---|--------|
| 1 | 番 | 倉内貴成君 |
| 2 | 番 | 小椋正子君 |
| 3 | 番 | 廣瀬恵理子君 |
| 4 | 番 | 長谷川 淳君 |
| 5 | 番 | 松本 暁大君 |
| 6 | 番 | 三宅 祐司君 |
| 7 | 番 | 松原 浩二君 |
| 8 | 番 | 渡邊 憲司君 |
| 9 | 番 | 加藤 雅浩君 |
| 10 | 番 | 小島 英雄君 |

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---|---|---|-------|
| 町 | | 長 | 後藤友紀君 |
| 副 | 町 | 長 | 傍島敬隆君 |
| 教 | 育 | 長 | 野原弘康君 |
| 総 | 合 | 長 | 安田 悟君 |
| 政 | 策 | | |
| 部 | | | |

総務部長	服部貴司君
こども未来部長	三輪学君
健康福祉部長	堀場康伸君
住民部長	小野木崇夫君
基盤整備部長	板橋篤志君
会計管理者	井上哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	摂田真広
書記	高木明美

開議

午前10時02分 開議

○議長（加藤雅浩君） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤雅浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 廣瀬恵理子議員及び4番 長谷川 淳議員を指名いたします。

第2 議案第55号

○議長（加藤雅浩君） 日程第2、議案第55号 岐南町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これから質疑を許します。質疑はありますか。

（質疑なし）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りします。議案第55号 岐南町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、議案第55号 岐南町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



第3 議案第56号

○議長（加藤雅浩君） 日程第3、議案第56号 岐南町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これから質疑を許します。質疑はありませんか。

10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 議長の許可をもらいましたので、1点だけ質問いたさせていただきます。

56号についてですが、コンビニエンスストアでいろんなサービスを向上されるってことは非常にいいことですが、1点だけ気になることは、町内のコンビニエンスストア等には町内の人たちがいっぱい働いているということでもありますので、そこでいろんなことを、住民票まで取るということになりましたので、個人情報の漏えい等大丈夫かということで、町としてはどのようなセキュリティーを考えておられるのか、そういう人たちに指導しているのかどうか、ちょっとその1点だけお聞きします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 小島議員の質疑にお答えいたします。

全国でコンビニ手数料を交付している団体は数多くあります。コンビニの地方公共団体システム機構というところが機器等を全てそこでやっておりますので、セキュリティーに関してもそこで一括してお願いしているところでございますので、そういったことは万全であると考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） ほかに質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号 岐南町手数料条例の一部を改正する条例については、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号 岐南町手数料条例の一部を改正する条例については、福祉教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。



第4 議案第57号

○議長（加藤雅浩君） 日程第4、議案第57号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これから質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りします。議案第57号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、議案第57号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



第5 議案第58号

○議長（加藤雅浩君） 日程第5、議案第58号 岐南町体育施設等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これから質疑を許します。質疑はありませんか。

10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 小島でございますが、この全協資料をもらいましたけれども、具体的な提案内容といって審査したとありますが、私らには何もそういう提案内容がない。そして、実施事業が充実するというのが書いてありますが、実施事業って何だろうと見てても何にも書いていない。これのところをもう少し具体的に何をしてきたのかと。最初からやる企業じゃありませんので、継続してやる企業ですので、当然出して当たり前ってことで思っておりますので、出ていない。

そして、収支計画書の概要なんですが、利用料金等が1,000万ちょっとですね。1,026万2,000円と計上されておりますが、これから少なくとも公民館の使用料が3割上がるということです、これでも上がるのではないかと、こういうことを計上していない。あるいは光熱水費、下水が6割上がる、このお金も計上されていないと。大体同じぐらいのときに出ておるはずですので、こういうことも担当課として連絡出したかどうかということですね、料金が値上がるってことで。

そして、5年間、この前も松本議員もちらっと言っていました、5年間全く同じ、7,300万という大きな金額に関わらず、全て収支も、収入も支出も同じ。企業というのは利益がなければやらないんですよ、継続してやるということは、多分利益があるんですね。ただ、そこら辺のところはどうやってやっておるのかちょっと分かりませんが、過少計上、収支の、収入の過少計上しておらないかどうか、支出の過大計上していないか、これをお聞きしたいし、そして支出の部でももう少し具体的に内容を書かなければならないと思っておりますよ。

人件費と事業費と実施事業等、それだけのお金が合計しか書いてありませんね。物件費や一般管理費、修繕費等が、あるいは公租公課も、これは入れなければならないんですよ。こんなことで私らにこれ同意してくれと言われてもちょっと難しいんですね。もう少し具体的に書くということが必要だと思いますが、担当課としてはこれでいいのかと、議会の同意を得るなら、議決を得るんやったらもう少し具体的に内容を書くべきではないかと思っておりますが、その辺のところをしっかりと答弁をお願い

いたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 小島議員の質疑にお答えいたします。

実施事業につきましては、事業計画書の中に、健康づくり事業、スポーツ振興事業、子ども育成事業、地域交流事業の4つの事業があります。そしてその事業につきましては、計30、既存の18事業、あと新規の12事業を計画しております。

既存の18事業につきましては、テニススクール、卓球スクール、ダンススクールなどがございます。新たに新規に計画している12の事業につきましては、ランニングスクール、高齢者体操トレーニングプログラム、運動会必須塾などを計画しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、指定管理料の件でございますけれども、指定管理者の候補者が5年間のサービスを実施するために指定管理料を算出しております。その算出の方法につきましては、光熱水費及び人件費の高騰を考慮して、それを総額を出しまして5年間で割っているものでございます。

社会情勢の件につきましては、そういったことも含めて考慮して算出しておりますので、この金額が今度の指定管理料になるものでございます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 再質問させていただきますが、今の答弁聞いていると大きく4つの事業があるみたいですので、もしあるんだったら初めから出すんですよ、こういうところで。審査する人たちだけが見るではなくして、議会の議決が必要であれば、議会の皆さんに、議員の皆さんに、こうこうで決まりました、こういう内容ですと明らかにするべきなんですよ。出ていない。まあ5年先のことですので、多分僕はそのときはおりませんけれども、皆さん若いですので5年先のことを思えば、皆さんの、こんなことも十分に考慮を入れながら担当者はしっかりと資料を提出してやると。それができるようにしてもらいたいということでありまして、そしてもう一つ、答弁なかったんですが、聞き逃したかもしれませんが、あんまりぼそぼそと言われるもんで聞こえませんので、あそこやと。

公民館費とかの、要するに公共施設の利用料金、それを上乗せしてあるのかどうか

ですよ。1,000万ですよ、1,000万だから約1割、3割ですので300万ですよ。300万のお金が計上されているのかどうかですよ。光熱費は6割上がったとしても安いでもいいとしても、その300万円のあれが書いていないってことは、それなら収支はどうなるかってことですよ、使用料取るんですよ、使用料。要するに、値上がり3割上がるもんで、その使用料を取ってその計上しなきゃならないが、それがなっていないか、あるかどうか、もう一度聞きます。お願いします。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 小島議員の質疑にお答えいたします。

使用料の1.3倍につきましては、募集要項のほうに、令和8年4月1日以降の利用分については、施設使用料をおおむね1.3倍とする条例改正案を10月議会に提出する予定と記載しております。そのため積算については、改定後の使用料を見込んでおりますので、使用料は1.3倍という金額となっております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） ほかに質疑はありませんか。

5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） おはようございます。

5番議員 松本です。

私からは2点、単純な質問になってしまいますが、お答えいただければと思います。

全協資料でいただいた採点集計表ですけれども、この中で、選定基準ということで5項目、配点合計500点というふうにあるんですが、今回、2社、事業者が応募のほうをされてということではあるんですけど、この点数配分を見ると、500点満点中、今回該当された事業者さんが377ということで、正直な話、その8割にも至っていないというところで、例えば、今回もう一つの業者も352点ということで377と352ということなんですけど、この点数の最低基準というんですかね。極論ですけれども、これが、例えば500点満点中10点と5点みたいなことがあった場合でも、そうなってくると内容としては全然基準を満たしていないというか、そういう低い点数であっても片方が点数が大きければ当選というか、落札という形になるのか、そういう最低基準が設けてあるのかどうかということをお尋ねしたいのが1点目。

もう一点が、もう一つの今回担う形にはならなかった団体さんなんですけれども、ここがいつも資料でいうと名前が特定の形、A団体というふうな記載になっているんですけど、通常、公共工事とかの入札とかでいきますと、その入札された事業者さんですね、全て名前が出ていて、どういう金額で入札のほうをされていてという内容があるんですけど、この指定管理者の場合だと、この名前が出てこないというところ

ろはどういう理由があって名前を出さないのかというところもちよっといま一度ご説明をいただければなあというところで、2点ご回答をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（加藤雅浩君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 松本議員の質疑にお答えいたします。

最低基準につきましては、指定管理者募集要項の選定基準の中に、審査会において応募者の総合点数が5割に満たない場合は、候補者・次点候補者に選定しませんとありますので、基準はございます。

続きまして、A団体につきましては、審査委員会において選定基準に基づき、公正かつ適正に審査をして候補者を選定しております。候補者の点数は公表いたしますが、団体名や事業計画書の内容については控えさせていただいております。

公表しない理由につきましては、公表することにより、ほかの自治体の判断に影響を与えるおそれがあります。また、その団体の不利益になる可能性があることから公表をすべきでないと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） ほかに質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号 岐南町体育施設等の指定管理者の指定については、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号 岐南町体育施設等の指定管理者の指定については、福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。



第6 議案第59号

○議長（加藤雅浩君） 日程第6、議案第59号 岐南町南町民センターの指定管理者の

指定についてを議題といたします。

(議案掲載省略)

○議長（加藤雅浩君） 本案件については、既に説明が終わっておりますので、これから質疑を許します。質疑はありませんか。

10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 許可を受けましたので、1点だけ。

指定管理者制度は今も5年という話がありますが、今回のクリーン・ローズの件は3年となっておりますので、その縮小した期間の点について、どのような期間を設けたのか、そういうふうになったのか、それだけ伺いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 小島議員の質疑にお答えいたします。

指定期間については、南町民センターは平成18年度から3年間となっております。3年間とした理由といたしましては、地域の実情に応じて5年間は長過ぎるということで、南町民センターの指定管理については3年間としております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 今の答弁聞いておりますと、地域の実情に応じて5年間は長過ぎるという答弁でしたが、それで3年にしたという理由なんです、審査結果の下のほうを見ると、令和7年度より若いメンバーが入り、体制を強化して運営していく計画がなされており、今後の組織充実に向けた取組に期待できると書いてあります。この審査結果と今の小野木部長の答弁とちょっと食い違っておりますけれども、通常なら5年でいいんですが、3年にした理由というのがこれはこの地域の実情というので片づけていいのかどうかということですね。ただ、審査結果をそのように書いておくべきだったと思いますが、その辺の食い違いのところをもう少し詳細に願ひいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 小島議員の質疑にお答えいたします。

南町民センターの指定管理を募集した時点ではまだ令和6年度の実績でございましたので、その時点ではまだ高齢者の方がお見えになりましたので、引き続き3年間としております。

今回、指定管理者の申請が出た時点でありましてけれども、平成7年度後期より若いメンバーが入るということで、2人の若いメンバーが入ったというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） ほかに質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第59号 岐南町南町民センターの指定管理者の指定については、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号 岐南町南町民センターの指定管理者の指定については、福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。

————— ◆ —————

休会

○議長（加藤雅浩君） お諮りします。議案調査のため、12月4日から17日までの14日間、休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがって、12月4日から17日までの14日間、休会とすることに決定いたしました。なお、次回の会議は12月18日午前10時に開きます。

————— ◆ —————

散会

○議長（加藤雅浩君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

午前10時38分 散会

————— ◆ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

加 藤 雅 浩

岐南町議会議員

廣 瀬 恵 理 子

岐南町議会議員

長谷川 淳

